

工事成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、神戸市水道局の発注する工事成績の評定に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(対象)

第2 評定は、経営企画課に要求して行う契約による工事請負契約のうち、単価契約工事を除くものについて行うものとする。

(評定の内容)

第3 評定は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 工事成績：工事の施工状況、目的物の品質及び技術提案等を評価
- 二 工事の技術的難易度：構造物条件、技術的特性等工事内容の難しさを評価

(評定者)

第4 第3の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 工事成績の評定者は、監督規程第2条に定める担当監督員及び主任監督員並びに神戸市水道局契約規程（昭和39年4月1日水規程第9号）第45条に定める検査員とする。
- 二 工事の技術的難易度の評定者は、主任監督員とする。

(評定の方法)

第5 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。ただし、担当監督員評定については、担当監督員が必要に応じて総括監督員及び主任監督員の意見を聞いて行うものとする。

3 評定は、神戸市の成績評定要領（昭和52年6月1日、以下「市評定要領」という。）第53項に準じて行うものとする。

(評定の時期)

第6 工事成績は、担当監督員及び主任監督員は工事完成のとき、検査員は完成検査、出来高検査及び中間技術検査実施のとき、それぞれ評定を行うものとする。

2 工事の技術的難易度の評定は、工事が完成したときに行うものとする。

(評定結果の記録)

第7 評定者は、評定の結果を市評定要領第7に準じて記録するものとする。

(報告書の提出)

第8 評定者は、第7の記録を、工事担当課長を経由して完成検査後14日以内に行財政局契約監理課長あて提出するものとする。

(工事成績評定通知書の送付)

第9 工事担当課は、工事成績評定通知実施要領に基づき請負人に対し通知書を送付するものとする。

(評定の修正)

第 10 工事担当課長は、第 9 の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

附 則

この要領は、平成 15 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 15 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 18 年 8 月 1 日から適用する。

(経過措置)

この要領の適用前に締結された工事の請負については、なお従前の例による。ただし、要求課長が必要と認める場合は改正後の要領を適用できる。

附 則

この要領は、平成 21 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日より評定する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

この要領を適用する際、従前の帳票は平成 24 年 5 月 31 日まで使用することができる。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 11 月 1 日から適用する。